

○消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別紙 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 1 特定製品 (1) ～ (10) (略) <u>(11) 磁石製娯楽用品</u> <u>「磁石製娯楽用品」とは、磁石と他の磁石とを引き合わせる</u> <u>ことにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものとしている。強力な磁力をもつ磁石と磁石を引き合わせて使用することを楽しむことを目的とする製品であつて、子ども向けとうたっていない製品についても、娯楽用品であれば規制の対象となる。</u> <u>「磁石と他の磁石とを引き合わせる」とは、製品を構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品同士を引き合わせることにしている。上述のとおり、規制の対象となるのは、磁石が他の磁石と引き合う現象を楽しむ製品であり、磁石同士を結合及び分離させることが製品を使用する際の前提となっている製品となる。そのため、例えば、マグネット付き将棋・囲碁セットのように、将棋の駒のような磁石を使用する部品と金属盤等の磁石以外の磁性部品が引き合うものや、掲示板等に用いる文具用マグネットにあっては、「磁石と他の磁石とを引き合わせる」に当たらず、規制の対象とはならない。同様に、経済産業省令で定める大きさ以下の個々の磁石又は磁石を使用する部品がいずれも互いに反発する場合にあっても規制の対象とはならない。また、構成部品を簡易固定するために磁石を内蔵した模型組立てキットについても、磁石同士を引き合わせることを楽しむものではないことから、規制の対象とはならないが、立体パズルのように、磁石同士を引き合わせることで製品の目的となっているものについては、規制の対象となることがある。</u> <u>「玩具その他の娯楽用品として使用するもの」とは、磁石と磁石を引き合わせて使用することを楽しむことを目的とする製</u>	別紙 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について 1 特定製品 (1) ～ (10) (略) (新設)

品であり、マグネットセット、マグネットパズルのほか子ども向けのアクセサリ玩具等がこれに当たる。マグネットセットについては、ストレス解消等を目的とした健康グッズやインテリア等の名目で販売されている製品も存在しているが、いかなる名目で販売されたとしても規制の対象となる。他方で、成人向けに販売されるマグネットピアス等の装身具は、装飾品であり、娯楽用品には該当しないため、規制の対象とはしていない。また、工作の材料や模型等に使用されるホビー材料として販売される磁石についても、磁石そのものが玩具その他の娯楽用品として使用されるものではないことから、規制の対象とはしていない。

「経済産業省令で定める大きさ」とは、消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令（令和5年6月1日経済産業省令第29号。以下「大きさ省令」という。）で定める大きさで、磁石又は磁石を使用する部品を、圧縮せずにかつ任意の方向で大きさ省令別図に示す寸法の円筒形の容器内に入れて、完全に容器内に収まる大きさをいう。製品を構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品の全てに対して、この手順で繰り返し確認すること。

なお、大きさ省令に規定する「これを構成する磁石を使用する部品から磁石が容易に外れる構造となっているもの」とは、ISO8124-1（2022）Safety of toys -Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.31.3 All other toys with magnets and magnetic components b) 及びc) にのっとり、5.31 Tension test for magnets を行い、試験対象の磁石が製品本体から分離することをいう。

(12) 吸水性合成樹脂製玩具

「吸水性合成樹脂製玩具」とは、水を吸収して膨潤するゲルを使用した合成樹脂を玩具の用に供することを目的に販売されている製品である。したがって、吸水性合成樹脂の部分が、吸水性でない外殻に覆われている玩具にあっては、製品として膨潤しないことから、規制の対象とはしていない。

吸水性合成樹脂製玩具による誤飲事故は専ら乳幼児に発生しているが、現に製品使用者の対象年齢を6歳以上としていたとしても、乳幼児による誤飲事故を防止できなかったことから、製品が想定する使用者の対象年齢に関係なく、玩具として使用

(新設)

される吸水性合成樹脂製玩具は規制の対象となる。知育玩具として販売される製品も対象となることから、実験キットについても規制の対象となることがある。一方で、園芸用、インテリア用等、玩具としての用途がない製品は規制の対象とはならない。

「吸水」とは、物体が水を吸うことをいう。

「膨潤」とは、ゲルが液体を吸収して体積を増す現象をいうため、カプセル入りスポンジ玩具（ゼラチン等でできたカプセル中に圧縮されたスポンジが吸水により膨らむ玩具）が膨らむ現象は「膨潤」に当たらず、規制の対象とはならない。

「経済産業省令で定める大きさ」とは、大きさ省令で定める大きさで、吸水性の合成樹脂の部分を、吸水前の状態において、圧縮せずにかつ任意の方向で大きさ省令別図に示す寸法の円筒形の容器内に入れて、完全に容器内に収まる大きさをいう。吸水性の合成樹脂の部分全てに対して、この手順で繰り返し確認すること。

2 検査の方式等

(1) (略)

(2) 型式の区分の扱い

イ 技術基準省令別表第2に掲げる乗車用ヘルメットの型式の区分のサイズにおいて、内装クッションが固定式でないものの取扱いは内装クッションが最も大きな状態での寸法による区分を適用する。ここで、内装クッションの内周長の測定が付属品の存在等内周の状態によって一義的に測定しえない場合もあるので、原則として内装クッションの設計の大きさを基準として測定することとし、内装クッションの設計の大きさが不明の場合にあっては、帽体の同一型式ごとに、内装クッションの平均した大きさを基準とすること。

ロ 吸水性合成樹脂製玩具の吸水前の形状が卵形のものについては、技術基準省令別表第2に掲げる吸水性合成樹脂製玩具の型式の区分に定める吸水前の形状のうち「(1) 球形又は回転楕円体のもの」に該当するものとする。

(3) ～ (5) (略)

(6) 法第十三条の技術基準省令で定める方式による表示の方法

技術基準省令別表第5に掲げる磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の表示の方法において、容器包装に表示を付すことを求めているが、製品を保管する容器等を有する場合は当該容器等に表示を付すこととし、有さない場合は包装に表示を付すこと。

なお、シュリンク包装への表示は“容易に消えない方法”には

2 検査の方式等

(1) (略)

(2) 型式の区分の扱い

乗車用ヘルメットの型式の区分のサイズにおいて、内装クッションが固定式でないものの取扱いは内装クッションが最も大きな状態での寸法による区分を適用する。ここで、内装クッションの内周長の測定が付属品の存在等内周の状態によって一義的に測定しえない場合もあるので、原則として内装クッションの設計の大きさを基準として測定することとし、内装クッションの設計の大きさが不明の場合にあっては、帽体の同一型式ごとに、内装クッションの平均した大きさを基準とすること。

(3) ～ (5) (略)

(新設)

当たらないため、容器等が製品に含まれる場合は、当該容器等に表示を付すこと。

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. ～ 9. (略)	(略)	(略)
10. ライター	(略)	1～15 ライターの機能的要求及び構造にあつては、日本産業規格S4801(2022)たばこライター—安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本産業規格S4802(2022)多目的ライター—安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本産業規格S4801(2022)たばこライター—安全仕様6. 7燃料充填量試験及び6. 10耐内圧性試験又は日本産業規格S4802(2022)多目的ライター—安全仕様8. 10耐内圧性試験及び8. 12燃料充填量試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データを用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本産業規格S4803(2022)たばこライター及び多目的ライター—操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタ

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. ～ 9. (略)	(略)	(略)
10. ライター	(略)	1～15 ライターの機能的要求及び構造にあつては、日本産業規格S4801(2018)たばこライター—安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本産業規格S4802(2018)多目的ライター—安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本産業規格S4801(2018)たばこライター—安全仕様6. 7燃料充填量試験及び6. 10耐内圧性試験又は日本産業規格S4802(2018)多目的ライター—安全仕様8. 10耐内圧性試験及び8. 12燃料充填量試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データを用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本産業規格S4803(2018)たばこライター及び多目的ライター—操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタ

ンス機能) 安全仕様の5機能的
要求事項に適合すること又はこ
れと同等以上のものであるこ
と。

「これと同等以上のもの」と
は、米国16 C. F. R.
PART 1210又は16 C.
F. R. PART 1212に
示された方法又は欧州EN13
869に示された方法で行われ
た試験等の十分な技術的根拠に
より技術基準に適合していると
判断し得るものをいう。

また、1の「不注意による点
火又は自然点火の可能性を最小
限にする」とは、聴覚若しくは
視覚効果で楽しませることによ
り子供に興味を与えることがな
いものであること、又は、7の
「その他の欠点がない」とは、
物理的形狀若しくは機能で楽し
ませることにより子供に興味を
与えることがないものであるこ
とを含むものとする。つまり、
米国16 C. F. R. PA
RT 1210、16 C. F.
R. PART 1212及び欧
州EN13869に示されたノ
ベルティライターに該当しない
ものであること。

具体的には、以下のようなも
の又は以下のような機能を付属
的に付加することで子供の興味
を引くものでないこと。

- ・形状がアニメや漫画のキャ
ラクター、玩具、銃、時計、
電話、楽器、乗り物、人体
又は人体の一部、動物、食
べ物又は飲み物等に似せて
いるもの

ンス機能) 安全仕様の5機能的
要求事項に適合すること又はこ
れと同等以上のものであるこ
と。

「これと同等以上のもの」と
は、米国16 C. F. R.
PART 1210又は16 C.
F. R. PART 1212に
示された方法又は欧州EN13
869に示された方法で行われ
た試験等の十分な技術的根拠に
より技術基準に適合していると
判断し得るものをいう。

また、1の「不注意による点
火又は自然点火の可能性を最小
限にする」とは、聴覚若しくは
視覚効果で楽しませることによ
り子供に興味を与えることがな
いものであること、又は、7の
「その他の欠点がない」とは、
物理的形狀若しくは機能で楽し
ませることにより子供に興味を
与えることがないものであるこ
とを含むものとする。つまり、
米国16 C. F. R. PA
RT 1210、16 C. F.
R. PART 1212及び欧
州EN13869に示されたノ
ベルティライターに該当しない
ものであること。

具体的には、以下のようなも
の又は以下のような機能を付属
的に付加することで子供の興味
を引くものでないこと。

- ・形状がアニメや漫画のキャ
ラクター、玩具、銃、時計、
電話、楽器、乗り物、人体
又は人体の一部、動物、食
べ物又は飲み物等に似せて
いるもの

		・光によって、上記の絵を映し出すもの ・ピカピカと点滅する光を出すもの ・メロディーを奏でるもの 16 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。 「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあっては、日本産業規格S4802(2022)多目的ライター—安全仕様7.1.4.3“子供から遠ざける”のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。			・光によって、上記の絵を映し出すもの ・ピカピカと点滅する光を出すもの ・メロディーを奏でるもの 16 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。 「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあっては、日本産業規格S4802(2018)多目的ライター—安全仕様7.1.4.3“子供から遠ざける”のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。
11. 磁石製娯楽用品	1 磁石製娯楽用品を構成する個々の磁石及び磁石を使用する部品の磁束指数(磁束密度の二乗と磁極の表面積との積をいう。)のいずれもが、50平方キロガウス平方ミリメートル未満であること。 2(1) 届出事業者の氏名又は名称が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の	1 磁束指数は、ISO8124-1(2022) Safety of toys -Part 1: Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.31.3A11 other toys with magnets and magnetic components a) にとり、5.32Magnetic flux indexによる測定結果に基づき算出すること。 2 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。	(新設)	(新設)	(新設)

見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

(2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。

① 満三歳に満たない乳幼児に使わない旨

② 満三歳に満たない乳幼児の手が届

	かないと ころに保 管する旨 ③ 子ども が万が一 誤飲した 場合には、 速やかに 医師の指 示を受け る旨				
12. 吸 水性合成 樹脂製玩 具	1 吸水することによ り、吸水性合成樹脂 製玩具の幅、高さ及 び長さのいずれもが、 50パーセントを超 えて膨潤しないこと。 ただし、当該膨潤し た吸水性合成樹脂製 玩具を直径20ミリ メートルの穴の上に 置き、接触面が半球 形の直径10ミリメ ートルの棒を用いて 当該接触面に対し垂 直方向に20ニュー トンを超えるまで徐 々に当該玩具に力を 加えたときに、いか なる場合においても 当該玩具が損傷せず に当該穴を通過する ものにあつては、こ の限りでない。	1 「吸水することにより、吸水 性樹脂製玩具の幅、奥行き及び 高さのいずれもが50パーセン トを超えて膨潤しない」ことは、 ISO8124-1(2022) Safety of toys -Part 1: Safety aspects rela ted to mechan ical and physic al properties 4.3.2 Expanding materialsにのつと り確認すること。 「接触面が半球形の直径10 ミリメートルの棒を用いて当該 接触面に対し垂直方向に20ニ ュートンを超えるまで徐々に当 該玩具に力を加えたときに、い かなる場合においても当該玩具 が損傷せずに当該穴を通過す る」ことは、ISO8124- 1(2022) Safety of toys -Part 1: Safety aspec ts related to mechanical and physical prop	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>erties 5. 21 Expanding materials</u> にのっとり確認すること。			
<u>2 (1)</u>	<u>届出事業者の氏名又は名称が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u>	<u>2</u>	<u>表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</u>		
<u>(2)</u>	<u>次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により適切に表示されていること。</u>				

- | | | |
|--|---|--|
| | <p>① 満三歳
に満たな
い乳幼児
に使わせ
ない旨</p> <p>② 満三歳
に満たな
い乳幼児
の手が届
かないと
ころに保
管する旨</p> <p>③ 子ども
が万が一
誤飲した
場合には、
速やかに
医師の指
示を受け
る旨</p> | |
|--|---|--|